

## テーマ 3 財政

責任と役割に応じた費用負担と財政調達



## 概 要

水資源事業では、多大な資金を長期に亘って確保する必要がある。中長期に及ぶ国の水資源管理計画に法的な位置付けを与え、複数年にわたる予算の確保をコミットすることが重要である。水資源管理には、国だけではなく、地方公共団体や受益者を含む多くの事業主体がある。財政基盤の弱い事業主体に対する財政支援により、国土の均衡ある成長、ナショナルミニマムを満たす水資源開発を促進することができる。

財源の調達には、様々な手段を組み合わせる必要がある。日本では、一般財源や事業収入だけではなく、建設国債、財政投融资、水資源債などを組み合わせ、高度経済成長期の急増する水需要に対応するための資金調達を可能にした。融資制度を利用することで地方公共団体や受益者は、建設費用の一括での支払いではなく、割賦による返済が可能となる。また、水資源施設の建設及び維持管理において、各事業者が費用を分担する法的な仕組みが必要である。

日本には、小規模なかんがい施設が多く存在し、土地改良区（水利組合）が施設管理を行う。土地改良区の組合員（農民）から賦課金を徴収し、維持管理費や土地改良区の運営費用に充当される。組合員は施設の維持管理作業に労力を提供することもある。上下水道用施設では、少子高齢化社会を迎えて人口減少による料金収入の減少が経営を悪化させており、民間資金を活用した事業経営を取り入れ始めている。



## 第1章 はじめに

事業の財源には、多様な資金調達手段を組み合わせる必要がある。日本では、利水事業者間の費用負担の方法の確立、各省庁からの補助制度、治水や多目的ダムの建設に特化した会計（特別会計）の設置、割賦による事業費の支払い制度など、多様な費用負担と資金手当ての方法を法的に確立した。事業を開発計画に位置付けることで、長期的なコミットを確保する。

水資源事業には多大な費用と長い期間を要するため、安定かつ長期にわたる財源の確保が必要である。多くの機関や団体が利害関係にあり、費用負担の調整を行うことも求められる。本テーマでは、このような課題に対して日本がどのような法制度をもって財源や資金調達を実現してきたかについて説明する。

農業用の水利施設の多くは農家で構成される土地改良区（水利組合）が管理している。ここでは所有者である土地改良区がどのように管理費用を確保しているかについても述べる。さらに大型の水資源施設の建設で、影響を受ける水源地域にどのような財政支援をできるかについても述べる。

水資源管理と持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）は密接に関連している。財政と SDGs は、次のボックスに示すような関連がある。

財政と SDGs の関係：

- ① 責任や役割分担に応じた負担の仕組み、多様な支援と調達の仕組みが長期的な財源の確保を可能にする。

SDG 目標 17「パートナーシップで目標を達成しよう」



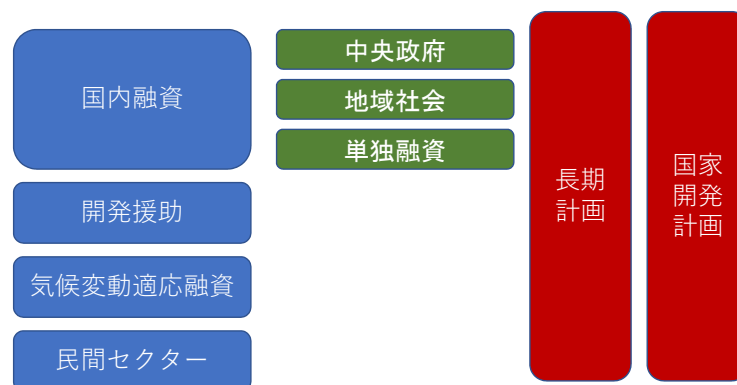
## 第2章 水資源に関わる財政の仕組み

### 2.1 法制度の変遷

水資源管理や治水対策には、莫大かつ長期間の財源確保が必要である。法的根拠に基づく中長期開発計画や特別会計により、財源のコミットを確保することができる。

#### (1) 資金調達

インフラ整備に用いられる資金源は、公的部門と民間部門に大別できる。図-2.1 に示すように公的部門の資金には、①中央・地方政府の予算、②政府系機関（インフラ事業を行う政府系企業、政府系ファンド、輸出信用機関（ECA : Export Credit Agencies）など）、③世界銀行（WB）やアジア開発銀行（ADB）のような国際開発金融機関（MDBs）によるものがある。民間部門の資金には、④銀行融資、⑤インフラ・ファンドやプロジェクト・ボンドなどに対する機関投資家の投資がある。近年は、緑の気候基金（GCF）のような開発途上国の気候変動への取り組みを支援するファンドも設立され、無償供与、融資、出資などの形で支援が行われている。



資料: Ishiwatari, M. and Akhilesh S. "Good enough today is not enough tomorrow: Challenges of increasing investments in disaster risk reduction and climate change adaptation." Progress in Disaster Science 1

図-2.1 水資源開発・管理に関する財源

日本の水資源は、水利用者をはじめとする関係者による負担で開発されてきた。国の開発計画に水資源開発や河川事業に特化した会計（特別会計）を関連付けることで、長期間の財源の確保をコミットしてきた。治水事業は公共財としての性格が強く公的資金が中心となる。上下水道事業、工業用水事業は、主に地方公共団体の水道局や企業局が独立採算により実施している。発電事業は、主に民間の電力会社が事業を実施している。民間資金は、水力発電や上下水道や工業用水において役割を担う。官民連携については、新たな民間需要を喚起するとともに、民間資金、経営ノウハウおよび民間の持つ技術能力を活用することで、サービスの効率化や水準の向上が期待される。対象となるインフラの種類によっては資産としての流動性が低く、プロジェクトの開始から改修までに長時間を要すること、政治・社会面でのリスクが内在するなどの課題がある。かんがい用水では受益者の負担が求められる。

#### (2) 日本における水資源事業の費用負担に関する法制度

国の直轄事業や地方公共団体等への補助金などの公的な財政支援が日本の水資源開発の促進に大きな役割を果たしてきた。国による公共事業関係費は、1998年（平成10年）の14.9兆円をピークとしてその後減少を続けており、2019年度（令和元年度）では、当初予算および補正追加分を

含めて6.9兆円<sup>1</sup>であった。これは国内総生産（GDP）の約3.0%に相当する。治水事業関係費（河川、砂防、ダム、海岸、下水道事業）は、当初予算10,074億円、補正追加2,781億円の合計1.29兆円<sup>2</sup>である。このうち、国が直接実施する直轄事業費は1.06兆円であり、地方公共団体が実施する公共事業への補助金は0.23兆円であった。

国の直轄河川事業において、受益者となる都道府県は、工事費の1/3～5.5/10を負担することが河川法で義務付けられている（図-2.2）。これは沿川の住民や地方公共団体がその工事の恩恵を受けるとの考え方による。直轄事業負担金は、1873年（明治6年）の「河港道路修築規則」まで遡り、建設費用だけではなく、維持管理費にも適用されてきた。都道府県から見ると、自動的かつ義務的に負担させられる制度であり、地域の状況にあった事業を進められない、などの不満があった。地方からの要望を踏まえ、2011年（平成23年）から維持管理費に関する負担金は廃止された。

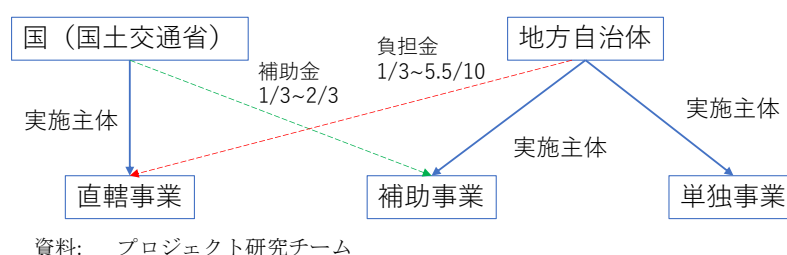


図-2.2 直轄事業と補助事業の費用負担

国庫補助事業は、地方公共団体が実施する事業において国が事業費を補助することで、経済基盤の強化や国土保全の向上などを目的としている。国庫による補助は、すでに明治期より行われ、1896年（明治29年）の旧河川法、1899年（明治32年）の災害準備基金特別会計法に規定されていた。

国庫補助事業では一般に事業費の1/3～2/3を国の補助金で負担し、残りを地方公共団体の独自財源で負担する。単独事業では、地方公共団体が事業費を全額負担する。国、事業者、受益者の間での費用負担は表-2.1のように定められている。

表-2.1 事業費の負担割合

| 目的        | 河川区分       | 負担割合  | 根拠               |
|-----------|------------|---|------------------|
| 河川管理者（治水） | 一級河川国の直轄区間 | 国（国土交通省）2/3、都道府県 1/3  | 河川法              |
|           | 二級河川県管理    | 国（国土交通省）1/2、都道府県 1/2  | 河川法              |
| かんがい      |            | 受益者 1/10、残余のうち、国（農林水産省）3/4、都道府県 1/4   | 特ダム法             |
| 上水        |            | 1/2～1/3の国庫補助（厚生労働省）   | 厚生事務次官通達 生衛第八七七号 |
| 下水道       |            | 公共下水道：主要な管渠等 1/2、終末処理場 1/2 または 5.5/10<br>流域下水道：主要な管渠等 1/2、終末処理場 1/2 または 2/3 | 下水道法施行令          |
| 工水        |            | 40%以内の国庫補助（経済産業省）   | 工業用水道事業費 補助金交付要綱 |
| 発電        |            | 基本的には事業者負担（事業者は電気使用の契約者から徴収して回収する）  |                  |

資料： 河川法、特定多目的ダム法、「日本の河川」建設省編より抜粋

<sup>1</sup> 財務省

<sup>2</sup> 国土交通省水管理・国土保全局（災害復旧費、東日本大震災復興費は除く金額）

### (3) 水資源に関わる財政制度の変遷経緯

1896年（明治29年）河川法の制定によりそれまで地方が行っていた治水事業の内、大河川については国が行うこととなった。1910年（明治43年）の大水害を契機に、全国20河川を対象として、18年間の改修費用を盛り込んだ第一次治水計画が策定された。その計画の確実な実施のため特別会計を設置することとし、1911年（明治44年）に治水費資金特別会計法が制定された。

この特別会計<sup>3</sup>は、一般会計からの繰入金、地方分担金、借入金を財源とする。その後も1921年（大正10年）に、第2次治水計画、1933（昭和8年）年に第3次治水計画が制定された（テーマ2-1 開発計画 2章参照）。

明治期の資本主義経済の定着により都市部への労働者の集中が始まり、食糧の増産が国の重要課題になった。1899年（明治32年）の耕地整理法の制定と前後し、農業金融機関の整備などの農業投資推進政策がとられ、1906年（明治39年）には耕地整理及び土地改良奨励費規則により、調査・設計・工事監督に要する府県費に対し国庫補助が開始された。1908年（明治41年）には、各府県による個別の土地改良工事にも国庫助成が行われた。

利水については、1911年（明治44年）に電気事業法が制定され、従来のかんがいに加えて水力発電用水への利用が活発化した。このような治水、利水両面の要請に対し、ダム等の貯水池による洪水処理と、その貯留水を活用し水利用を高度化する河水統制事業が起案され、1940年（昭和15年）から同事業に国庫補助が行われるようになった。

第二次世界大戦後（以下、戦後）において、河水統制事業の精神が河川総合開発事業に引き継がれ、多目的ダムの建設需要が高まった。1957年（昭和32年）の多目的ダム法の制定により、治水とかんがいに関するものについては公共事業費で負担し、それを国と都道府県が2:1の割合で負担すること、発電、都市用水等は各事業者が負担することが原則となった。

1959年（昭和34年）の伊勢湾台風による大水害の後、改めて、年毎の財政から束縛されない長期的な投資計画が要望された。1962年（昭和35年）に長期の治水投資計画の策定を定めた治山治水緊急措置法が制定され、治水特別会計が設置された。これにより、財政に裏付けされた継続的な治水計画（治水5ヵ年計画）の実施が可能となった。

国土管理のため、流域ごとに水資源管理の総合的な計画策定が必要となった（テーマ2-1 開発計画参照）。1960年代には高度経済成長により急増する水需要に対応するため、1964年（昭和39年）に治水中心の旧河川法が、利水に関する条項を盛り込んだ新河川法に改正された（テーマ1-1 法制度・組織 2章参照）。それに先立つ1961年（昭和36年）に、水資源開発促進法、水資源公団法が制定され、長期的な水需要の増加を見込んだ先行投資が制度化された。

---

<sup>3</sup> 一般に特別会計とは、特定の歳入と特定の歳出を一般会計と区分して経理することにより、特定の事業や資金運用の状況を明確化する会計のこと。



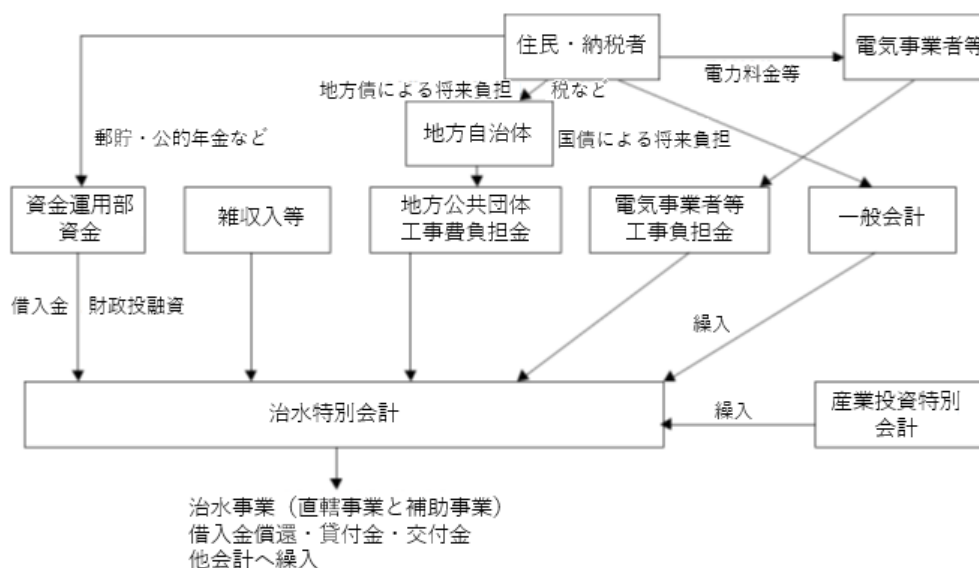
## 2.2 多様な財源の仕組み

補助金制度、治水特別会計、建設国債の発行、財政投融资などの多様な資金調達を駆使することで多大な資金を要する水資源管理が促進される。

### (1) 治水特別会計の仕組み

治水特別会計は一般会計の歳入・歳出からは独立し、治水事業のみを扱う会計である。長期的な投資が必要な治水事業に対して、年毎の財政事情にかかわらず安定した財源を確保するために導入された。高度経済成長期の治水事業や多目的ダム事業の実施に大きく寄与した。

図-2.3 に示すとおり、治水特別会計は、一般会計からの繰入をはじめ、地方公共団体工事費負担金や電気事業者等工事負担金、財政投融资からの借入金や、産業投資特別会計からの繰入を原資とした。



資料：「治水事業の問題点と治水政策のあり方」（東洋大学、上村敏之）

図-2.3 治水特別会計の財源

特別会計については、日本の厳しい財政事情の下、国全体としての一層の歳出の合理化・効率化が求められる中であって、固有の財源等をもって不要不急の事業が行われているのではないかとの指摘や、執行面の実態が分かりにくいといった批判が、国民やマスメディアからなされた。①財政の一覧性が阻害される、②固有の財源により非効率な事業が行われる、③恒常的に不用額や繰越額が発生し合理化が困難、④一般会計に比べ監視が行き届きにくい、といった問題点が指摘されてきた。

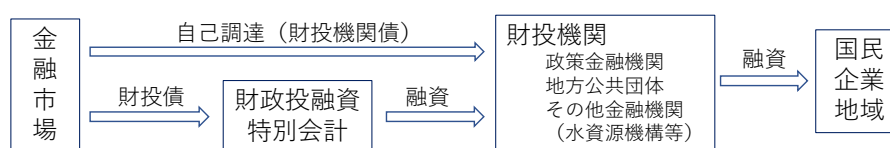
治水特別会計は、行政の簡素化、効率化を目的とする行政改革推進法の下、2008年（平成20年）に、他の公共事業の特別会計と統合され、社会資本整備事業特別会計に一本化された。さらに2013年（平成25年）に社会資本整備事業特別会計は廃止され、一般会計化した。

## (2) 建設国債の仕組み

これは公共事業費を国債発行または借入金により調達する仕組みである。将来の世代も公共施設を使うため負担を求めるとの考えである。建設国債の発行額は、国会の議決の範囲内とする。

## (3) 公共事業による財政投融资の活用

財政投融资は、国の信用や財投債（国債）などを利用して調達した資金を財源として、租税負担に拠ることなく、独立採算で運用される。政策的な必要性があるものの、民間では対応が困難な長期・固定・低利の資金供給や、大規模・超長期プロジェクトの実施を可能とするための投融资活動（資金の融資、出資）である。元々は郵便貯金や年金積立金を調達源としていた。租税や国債などの国の一般会計予算を補完する役割を持つことから「第2の予算」とも呼ばれる。図-2.4に財政投融资の仕組みを示す。



資料：財務省「財政投融资の仕組み」を簡略化して作成

図-2.4 財政投融资の仕組み

## (4) 流水占用料（水利権料）

流水占用料は、都道府県が流水の利用者から徴収している。水道、公営の発電、かんがいは免除されている。流水占用料の多くは民間企業の発電や工業用水に係るものである（テーマ 1-2 水利権 5章参照）。

## (5) 災害復旧事業への補助

日本は台風や地震が多く、1940年代、50年代には毎年数千人の被害者や資産被害が生じた。このような災害は地方公共団体に大きな財政的負担を強いた。公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法が、地方公共団体への財政支援を目的に1951年（昭和26年）に制定された。国庫負担は復旧費用の2/3以上であり、その割合は地方公共団体の負担能力により決定される。さらに交付税措置により実質的な地方公共団体の負担は最大でも1.7%である。災害規模が大きい場合には補助金がさらに10～20%増額される。災害復旧費用の補助には以下の特徴がある。

- ① 河川、土砂災害、道路、港湾、水産、下水、公園などが対象となる。
- ② 事業費確定のための災害査定は、地方公共団体の準備が整い次第速やかに実施し、復旧に必要な費用を迅速・確実に措置する。
- ③ 国の災害査定を待たず、発災直後から実施可能である。
- ④ 原形復旧が原則であるが、従前機能の復旧を図ることや効用の増大を図ることも可能である。
- ⑤ 災害復旧事業費は予算費目ごとに県単位で一括交付。災害復旧事業として採択された同一予算費目の工事であれば、工種・箇所にかかわらず市町村も含め県内で自由に活用可能である。

(6) 農家が負担するかんがい施設

かんがい施設は農業者が設立する土地改良区によって提案され事業化される。土地改良区は、用排水施設の建設・改修や、農地整備、維持管理を行う。土地改良区の設立や事業の実施には、改良区内の農業者の 2/3 の同意が必要である。事業の恩恵を受ける農業者は土地改良区に加入し、費用を負担（賦課金）し賦役を提供しなければならない（テーマ 1-2 水利権制度 6 章参照）。賦課金は、土地改良区により独自に設定される（表-2.2）。

事業はその性格、規模、範囲によって国営、県営等に区分される（表-2.3、表-2.4）。全国的な視点から食糧供給の基盤整備を担い、広域的で大規模な投資が必要な基幹的施設は国営として整備される。地域の農業振興を目的とする場合は、県や市町村営事業として整備される。農地防災事業として位置づけられる場合は、地元負担はゼロになる。規模の大きい修繕や改良は賦課金のみで賄うのは困難であり、国や都道府県から補助金が拠出される（表-2.5）。

表-2.2 賦課金事例（国営印旛沼土地改良区）

| 種別      | 賦課単価（10a 当り）   | 用途                                 |
|---------|--|------------------------------------|
| 経常賦課金   | かんがい排水地区：田 3,950 円、畑 1,316 円<br>排水のみ地区：田 1,316 円、畑 438 円 | 改良区の組織運営費、積み立て<br>共通の施設の維持管理費など    |
| 維持管理賦課金 | 支区により 3,100 円～7,000 円（田）<br>（畑は、上記の 1/3）                 | 支区の設備の修繕費、電気代、管理<br>費、県管理施設等の負担金など |

資料：水土里ネット印旛沼ウェブサイト

表-2.3 土地改良事業の補助金負担割合事例

| 事業               | 国  | 都道府県 | 市町村 | 地元 |
|------------------|----|------|-----|----|
| 国営かんがい排水事業       | 75 | 25   | 5   | 0  |
| 県営かんがい排水事業       | 50 | 25   | 10  | 15 |
| 県営農地防災事業（ため池等整備） | 55 | 37   | 8   | 0  |

資料：国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針について

表-2.4 土地改良区の管理区分

| 区分      | 受益面積（ha）       | 管理主体   |
|---------|----------------|--|
| 国営事業    | 3,000（1,000）以上 | 委託管理：国から、土地改良区、農業協同組合、都道府県または市町村等へ管理を委託する。<br>譲与管理：国から土地改良区、市町村へ、管理義務を含め権利を譲与する。<br>直轄管理：施設が大規模で高度な管理が要求される場合や、2 都道府県以上の広範囲な受益地を有し利水調整が必要、といった特殊な場合には国が直接管理する。 |
| 都道府県営事業 | 200（100）以上     | 国営事業と同様に、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、都道府県または市町村等への委託管理、譲与管理の方法がとられている。  |
| 団体営事業   | 5 以上           | 事業者自身が直接管理する。  |

注釈：受益面積のカッコ内は畑地の場合

資料：農林水産省、水資源機構 日本における水資源開発・管理の経験

表-2.5 水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）対策工事および緊急補修工事の補助金負担割合事例

| 事業       | 事業主体   | 国  | 都道府県 | 市町村 | 地元 |
|----------|--------|----|------|-----|----|
| 水利施設整備事業 | 県      | 50 | 25   | 10  | 15 |
|          | 土地改良区等 | 50 | 15   |     | 35 |

注) 県営は1地区総事業費5千万円以上かつ1施設当たりの事業費が概ね1億円以上、団体営は1地区の総事業費3千万円以上かつ1施設あたりの事業費2百万円以上。  
資料：宮城県ウエブサイトを基に作成

(7) 上下水道事業の官民連携

日本では上下水道施設の老朽化や耐震化の遅れにより漏水事故や断水リスクが高まっている。人口減少社会を迎えて水道事業者の経営環境が悪化している。効率的な経営を達成するために、民間の経営ノウハウを活用する官民連携の仕組みが整備されてきた。広島県は、民間主体の官民共同企業体である(株)水みらい広島を設立した(出資比率：県35%、公募で選定した水ing(株)65%)。(株)水みらい広島の成果として、①施設管理業務の効率化が図られた、②水道を専門とするプロ集団を県内に確保した、③ICTを積極的に導入することで施設管理体制の強化や付加価値の高い技術の研究開発を実施した、が挙げられる。下水処理施設の管理は9割以上が民間委託を行っている。大きく表-2.6の4段階に区分される。

表-2.6 水道事業の官民連携の種類と事例数

| 形態             | 民営化の内容  | 事例 上水道               | 下水道   |
|----------------|---|----------------------|---|
| 業務委託           | 一般的な業務委託、浄水場の運転管理の一括委託を含む。事業者としては、専門的な知識を必要とする業務において民間の技術力を活用でき、民間企業が運転・維持管理業務全般を受託することで、効率的な事業運営が可能となる。通常は3～5年程度の契約が一般的である。                                      | 1845箇所<br>(655水道事業者) | 包括委託<br>下水処理場531カ所<br>ポンプ場893カ所<br>管路施設38契約<br>全体272団体<br>指定管理者制度*<br>下水処理場62カ所<br>ポンプ場81カ所<br>管路施設33契約<br>全体20団体 |
| DB又はDBO方式      | DB方式(施設の設計・建設: Design Build)、DBO方式(Design, Build and Operation)では、性能発注によるもので、通常の業務委託に比べて、さらに民間のノウハウを活用でき、また水道事業者の業務遂行に要する人材も補完され、結果として業務が効率化される。通常は5～20年程度の契約となる。 | 7箇所<br>(8水道事業者)      | 下水処理場25契約<br>ポンプ場1契約<br>管路施設0契約<br>全体23団体   |
| PFI(従来方式)      | DBO方式に加えて、資金調達も含めて民間に委託する方式である。通常は5～20年程度の契約である。事業者から契約業者への支払い方法は契約書に定められるが、通常は均等に支払われるため、財政が平準化され資金の調達負担が軽減する。2011年の水道法改正により導入が可能となった。                           | 12箇所<br>(8水道事業者)     | 下水処理場10契約<br>ポンプ場0契約<br>管路施設1契約<br>全体8団体  |
| PFI(コンセッション方式) | 契約民間事業者は、事業の運営にも参画可能で、一定の範囲内での柔軟な料金設定も可能となる。  | 事例無し<br>(2事業者が準備中)   | 下水処理場2契約<br>ポンプ場1契約<br>管路施設1契約<br>全体2団体   |

\* 強制徴収等の公権力の行使を除く、運転、維持管理、補修、清掃等の公共施設の管理を民間事業者に委託する方式。  
資料：令和元年度第4回官民連携推進協議会「水道事業における官民連携について」厚生労働省、「下水道分野に関する関連事業の各都道府県での実施状況(官民連携見える化マップ)【平成30年4月版】」通に向けた検討会、国交省、令和3年6月8日

## (8) 民間セクターによる負担

都市開発は地表の浸透面を小さくし、雨水流出を早め、流量の増加や地下水位の低下を招く。従来の河川及び下水道整備に加え雨水貯留浸透施設の整備等により雨水の流出を抑制することが重要である（テーマ5 都市水マネジメント 4章参照）。しかし大都市の、例えばターミナル駅や商業施設が集中する地区では、公的機関による雨水流出対策では限界があり、これまで主に地方公共団体が行ってきた雨水貯留浸透施設の整備を、民間事業者等と協働しながら進めていくことが必要となっている。民間事業者等の雨水貯留浸透施設の整備を促進するために、施設整備における国庫補助、維持管理費を軽減するための税負担の減免といった仕組みを整え、民間の負担軽減を図っている。近年、水災害による甚大な被害が全国各地で発生しており、今後、気候変動によるさらなる降雨量の増大に伴い、水災害が頻発化・激甚化している。これに対し、国、地方公共団体、民間事業者、住民を含む流域全体のあらゆる関係者が協働して対策を行う「流域治水」への転換が必要となっている（テーマ2-1 開発計画 4章参照）。

### 第3章 水資源管理の費用負担

利水者間の費用分担を定めることで水資源管理を進めることができる。

#### (1) 特定多目的ダム法による費用の割り振り

1957年（昭和32年）の特定多目的ダム法は、ダム使用权を持つ利水事業者の建設・管理費用の割り振りの算出方法を定めた。費用の割り振りは、1966年（昭和41年）に確立された「分離費用身替り妥当支出法」によって算定される。この方法では、ある目的を追加したことによる施設建設費の増分、およびある目的が単独で施設を建設した場合の建設費から、費用を配分する。洪水調節と、既得水利権の安定取水を含む流水の正常の機能の維持（テーマ 2-2 流域計画 2章参照）に関する費用は、河川管理者が負担する。

#### (2) 多目的ダムの財源と先行投資

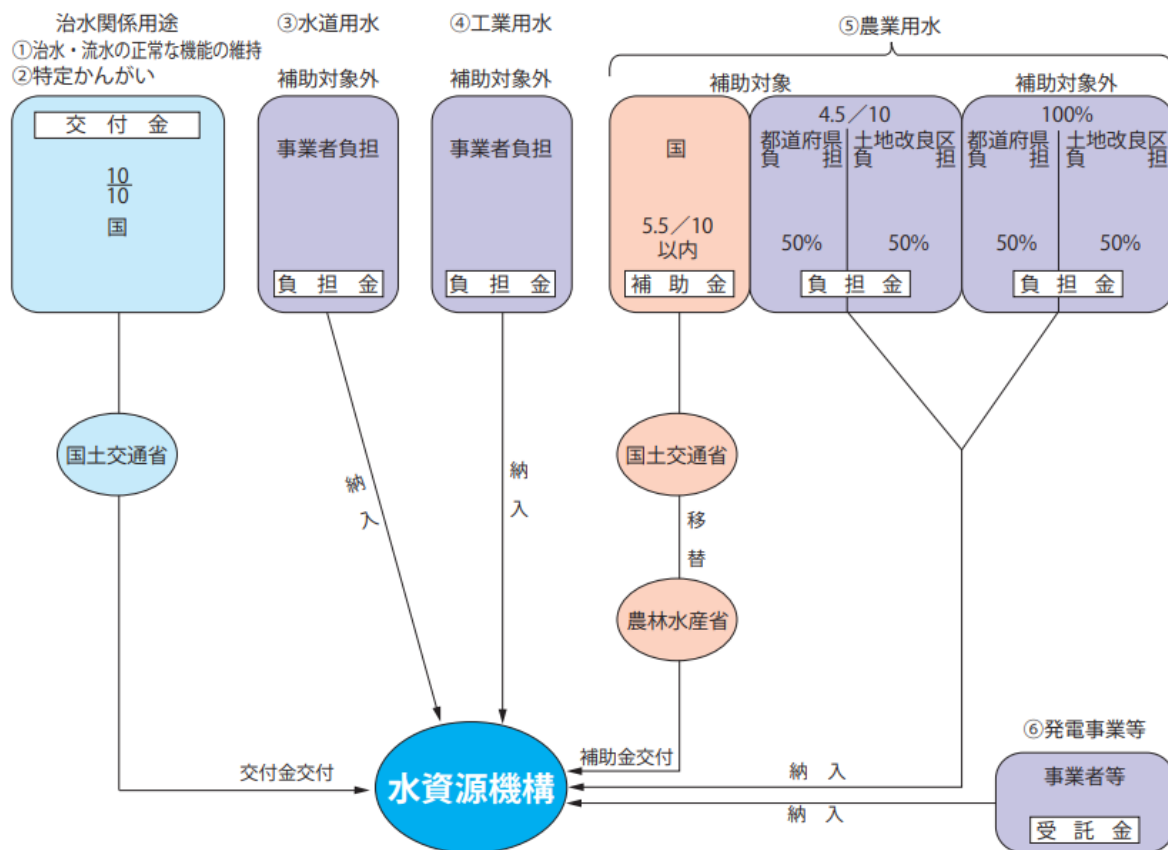
水資源開発公団による財政投融资の利用が多目的ダムへの先行投資を可能にした。この仕組みは財政基盤の弱い水利用者の事業への参加を可能にした。水資源開発公団（現在の水資源機構）は財政投融资から長期借入れを行うか、独自に水資源債券（財投機関債の一種）を発行することで、当面の建設費用を賄い、事業完了後に割賦にて地方公共団体や受益者から資金を回収することができる。

また水資源開発公団は、水利用者間の費用負担が確定する前に多目的ダムの建設を開始することも可能であった。高度経済成長期時代の急激な水需要の増加に対応するため、緊急にダムを建設し、洪水対策や必要な水需要への供給を行った。

例えば室生ダムでは、水道用水のダム使用权は当初設定されていなかったが、竣工後に奈良県水道局が事業者となった。室生ダムは1,430万 $\text{m}^3$ の有効容量を有し、そのうち645万 $\text{m}^3$ が新規の水道用水供給に利用されている。

#### (3) 多目的ダムの維持管理費用の負担

多目的ダムの維持管理費用は各使用权者が負担し、その費用の割り振りは、原則として建設時に決まった割合が適用される。国や都道府県からの交付金、補助金に加わり、実際の費用負担が決まる。図-3.1は、水資源機構が管理する多目的ダムの費用負担の例である。治水、流水の正常な機能の維持に関しては、100%国が負担することとなり、地元都道府県の負担金はない。利水については事業者を通じた受益者が負担することが基本である。農業用水（補助対象）については55%の国庫補助が助成される。

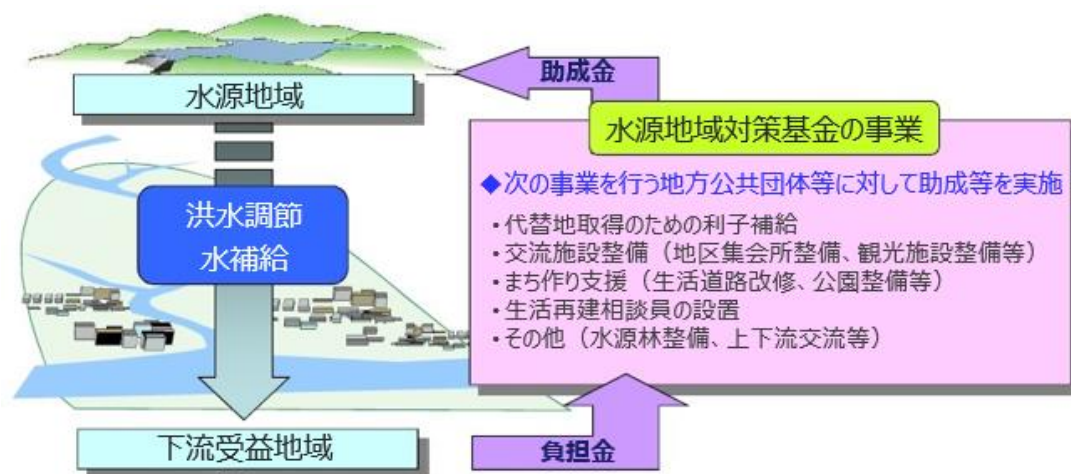


資料：水資源機構 業務概要 2020 年度版

図-3.1 水資源機構が管理する多目的ダム管理費の費用負担

(4) 水源地域への配慮のための事業費用

上下流間の社会的・経済的な不公平感は、水資源開発の実施において大きな問題となる。ダム建設により下流受益地がますます発展する一方で、水源地ではコミュニティが消滅し生活基盤が失われ、過疎化が進み、財政が悪化することが懸念される。ダム建設により水没するコミュニティの再建支援のため、水源地域整備事業、水源地域対策基金（図-3.2）、受益者による基金、水源税の導入など、多様な財源を確保している（テーマ 9 大規模プロジェクトにおける環境社会配慮 2 章参照）。



資料：平成 26 年版 日本の水資源

図-3.2 水源地域対策基金事業の概要



## 第4章 教訓

- ① **水資源管理計画を法的に位置づけ長期間の安定した予算を確保するための法制度を確立する必要がある。** 水資源管理や河川事業は大規模な工事を含むことが多く、多大な予算と長期の工事期間を要する。このため国の短期的な経済や財政事情にかかわらず、安定した予算の確保が必要である。日本では、開発計画を法的に位置づけ、治水特別会計などの措置により予算を確保した。
- ② **多様な仕組により資金を調達する。** 水資源管理には、国、地方公共団体、民間などの様々な関係者が参加する。日本では特別会計、建設国債、補助金、融資制度などの財政の仕組みが、高度経済成長期の急増する水需要に対応し、水資源開発に貢献した。一括で工事費用を支払うことが困難な地方公共団体等のため、財政投融资や水資源債の仕組みを導入した。地方公共団体は完成後に割賦で返還する制度である。
- ③ **複数の事業者が参加する水資源管理のため、費用負担を制度化する。** 水資源開発事業の利害者を含む関係者間で、費用の負担割合を事業ごとに協議で決めるのでは調整が困難となる。日本では、特定多目的ダム法を制定し、費用負担の方法と関係者間の役割分担を明確にし、円滑な水資源開発に貢献した。
- ④ **官民連携で水管理事業を効率化する。** 日本では人口減少社会を迎えて水道事業者の経営環境が悪化している。政府は官民連携を導入し、民間の経営ノウハウを活用することで水道事業を改善する試みを行っている。
- ⑤ **かんがい施設は、受益農家による賦課金支払いや賦役従事の負担により開発、管理が可能となる。** 日本では、受益農家の団体である土地改良区がかんがい用の水源や水利施設の開発や維持管理に大きな役割を果たしている。土地改良区は、組合員である農家に賦課金や賦役を義務付けており、農家自身が日常の維持管理の役割を担っている。